

令和7年度 神奈川県立愛川ふれあいの村事業計画

指定管理者: 東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

1 施設運営の基本的な考え方について

(1) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方

子どもたちの「生きる力」を育み、新しい時代を切り拓いていくためには、実体験を伴う学びの機会の充実が求められています。自然や人とのふれあいを通じて、子どもたちの自立心、協調性を育む自然体験活動は、ますますその重要性を増すと考え、学校の体験活動に対し職員によるプログラムの支援や相談対応の強化を図ります。

加えて、これまで築き上げてきた教育機関、地域団体、ボランティア等とのネットワークを生かし、児童、生徒、青少年等が自然の中での体験や人との交流を通じて、自立心、協調性等を育む活動を支援します。

利用者の安全や安心の確保を第一に、施設の安全管理体制には万全を期し、質の高い事業の企画、実施と快適な施設環境の維持整備により、心豊かな子どもたちの育成を支援することができるよう、より一層効果的かつ効率的な施設運営に努めます。

(2) 利用機会の平等性の確保

利用承認の権限(行政処分)の重大性を強く認識し、利用基準を定めている「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、厳正かつ公平、公正を旨として取り扱います。また、学校団体の利用日程の調整においては、担当職員が学校の意向を十分に聴取し、利用日の調整に努めます。

(3) 法令に基づいた施設運営

「地方自治法」「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」等の基本法令のほか、宿泊施設営業に係る「旅館業法」や火災予防、消防設備等について定める「消防法」、食堂営業の衛生保持を定める「食品衛生法」、職員の雇用や就労に関しては「労働関係法令」等を遵守し、適法かつ適正な施設運営に努めます。

2 利用者数の目標値

利用者目標数(延べ人数) = 120,695 人

3 施設、設備の維持管理について

(1) 樹木の管理、草刈

- 敷地内の樹木の剪定、整枝は、年間計画に基づき行います。
- 強風などによる倒木や枯れ枝の処理については、安全に留意し適宜実施します。またコナラなどブナ科の樹木等を枯れ死させる「ナラ枯れ」に関しては、専門業者と連携を図り対応に注力します。
- 危険樹木の処理は、専門業者に委託して対応します。その際に発生する木材等は、クラフト体験の材料や施設内通路の土留め等の修理材料として活用するよう努めます。
- 草刈やグラウンドの整備については、利用者の活動に支障が生じないよう日々の作業として適宜に実施します。

(2) 施設清掃と美化活動

- 職員は施設内点検等の際、必要な清掃作業も行い、環境美化に努めます。
- 食堂浴室棟の日常清掃は専門業者により毎日実施します。
- 床面や窓ガラス等の定期清掃については専門業者に委託して実施します。
- 教育施設として、利用者自身が施設利用後の清掃を行うことにより、公共施設を利用する際のマナーや次の利用者への思いやりなどが身につけられるようにします。
- 施設内の花壇や管理棟周辺では季節の花を栽培し、心和む環境の整備に努めます。

(3) 保健衛生管理

- 浴槽水のレジオネラ菌定期検査と毎日の残留塩素濃度検査を実施します。
- 浴室用ボイラー、濾過器系統の定期保守点検を実施します。
- 給水設備や浄化槽設備は、関係諸法規に基づく適正な管理を行います。
- 宿泊棟の寝具については、定期的に熱風乾燥作業を行います。
- 害虫駆除のため、宿泊棟や管理棟の消毒作業を定期的に行います。
- 政府・県の方針に従い、感染症等への対応を継続します。

(4) 施設、設備の維持修繕

施設、設備のSDGsのため、最優先課題である樹木・植栽管理、建物・設備の営繕のレベルを向上します。

- ① 職員による日常的な巡回で、破損箇所を発見したり、利用者から通報があった場合、簡便な修繕については職員が迅速に対処し、利用者の活動に支障が生じないようにします。
- ② 職員による定期的な施設整備日を設け、良好な環境整備に努めます。特に夏場における熱中症対策など、健康的で快適な施設利用を強化します。
- ③ 緊急に修繕が必要な箇所以外については、優先順位を決めて計画的に修繕作業を実施します。
- ④ 将来にわたる愛川ふれあいの村の維持管理のための大規模修繕工事を県と協議の上、実施します。各種改修工事については、団体受入れの際の調整を行う等、利用者の活動に支障が生じないように留意します。
- ⑤ 不審者対策として防犯カメラを活用し、施設の安全対策を強化します。

(5) 食堂設備の管理

- ① 清潔で快適な食環境の確保の観点に立ち、利用者アンケートに寄せられた意見や給食委員会の検討結果を踏まえ、常に見直しや改善に努め、安全で明るく楽しい「食育」の場を提供します。
- ② 研修等によりノロウイルスや食中毒、食物アレルギー等に対する職員の衛生管理知識を深めるとともに、食堂業者の適正な衛生管理の徹底に向けて、職員による食堂、厨房等の衛生管理点検を週2回実施し、安全で安心して利用できる施設運営に努めます。
- ③ 第三者である食品衛生検査の専門機関に委託し、食堂や厨房の衛生検査を年4回程度、定期的を実施、その結果を衛生環境の向上に生かします。

4 利用承認について

利用承認にあたっては、「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、利用申込書の内容を十分チェックして利用承認の可否を決定し、承認します。

施設での活動に際して他の利用者等に迷惑を及ぼす行為があった場合は、法令、条例、規則等に反したものととして、利用承認の取消し等の必要かつ適切な措置をとることとします。

なお、利用承認や取消し等の重要な行為の決定に関わる事項や、見解の統一を要する利用に関する照会等については、後日の紛争や誤解を避けるため、責任者までの文書による決済を行うこととします。

5 プログラム指導・主催事業等の実施について

(1) プログラムの直接指導の拡大による活動支援の強化

- ① 学校教育の「ねらい」に沿った活動の支援のため、事前の相談から担当職員を配置し活動支援にあたります。学校や団体の要望に応じて、職員がより積極的に活動プログラムに関わる等、直接的な活動支援を拡大します。
- ② 職員が当施設以外の学校や団体の活動場所等に出向いて、自然体験活動の手法や自然観察の実際などを教員や子どもたちに指導する出前指導といった講師派遣を実施します。
- ③ 野外活動に不慣れな家族や小グループ等の利用者を対象に、職員やボランティアによるクラフト教室や星座観察、ウォークラリー等のプログラムを積極的に提供します。
- ④ 近隣施設(神奈川県自然環境保全センター、愛川町郷土資料館、愛川町撚糸組合等)や地元団体(自然観察サークル、野外活動団体、スポーツ団体)等と連携し、自然体験や地域の歴史を学ぶ等の活動プログラムを提供し、幅広い活動支援を図ります。
- ⑤ 愛川ふれあいの村で作成した自然のたよりや自然のスライドショー、生き物図鑑を活用し、自然環境の理解に役立つプログラムを提供します。

(2) 主催事業

愛川ふれあいの村の自然環境や周辺の施設等を十分に生かし、次の主催事業を行います。

① 青少年教育事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	あいかわ キッズキャンプ	協力が必要なアクティビティを通じて、参加者相互のふれあいを深めるとともに、仲間との協力の大切さを学ぶ	小学1年～4年	6月21日(土) ～22日(日) 1泊2日	30名
2	あいかわ4DAYS キャンプ	自然の中での活動を通して、個人・仲間と挑戦する力や自身と他者を思いやる気持ちを育む。	小学4年～中学3年	8月6日(水) ～9日(土) 3泊4日	30名
3	あいかわ 昆虫キャンプ	昆虫、自然にふれあうことで、参加者同士のふれあいを図りつつ、生き物を大切にする気持ちを養う。	小学1年～小学6年	9月20日(土)～ 21日(日)	50名
4	あいかわチャレンジキャンプ	野外炊事やウォークラリー、オーバーナイトハイクなど高レベルな活動を通して、挑戦する気持ちや諦めない気持ちを育み、自己肯定感を養う。	小学5年～高校3年	2月21日(土) ～23日(月祝) 2泊3日	24名
5	あいかわ はじめてキャンプ	宿泊体験や自然体験、野外炊事などを通じて、自主性と協調性、創造性や自己肯定感を育む。	年中～小学2年	3月20日(金祝) ～21日(土) 1泊2日	30名

② 生涯学習事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	親子の！ あいかわ森のようちえん	幼児の自然体験を目的に、親子での日帰りの体験活動を展開し、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする	2歳～年長を含む 家族	①6月7日(土) ②12月6日(土) 日帰り	各回 40名
2	こどもの！ あいかわ森のようちえん	愛川町を中心とした幼児の自然体験を目的に、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする	2歳～年長	①7月26日(土) ②11月29日(土) ③1月24日(土) 日帰り	各回 20名
3	日帰り！親子のいきものキャン プ	いきもの、自然にふれあうとともに参加者同士のふれあいをはかる。	年少～小学生を含む 家族	4月29日(火祝) 日帰り	50名
4	宿泊！ 親子のいきものキャンプ	いきもの、自然にふれあうとともに参加者同士のふれあいをはかる。	小学生を含む家族	5月24日(土) ～25日(日)	40名
5	あいかわ 親子はじめてキャンプ	家族や家族間で協力するアクティビティを行う事で、家族の団らんと家族間の交流を図る。	年中～小学2年生を含む 家族	10月25日(土) ～26日(日)	40名
6	親子で味噌作りキャンプ	日本の発酵食品の1つでもある味噌を親子で協力して手作りすることで、食への関心を高める。	年少～小学生を含む 家族	2月7日(土) ～8日(日)	40名
7	アウトドアクッキング ～ドラム缶ピザ作り～	自然の中でのクッキングを通して、家族の時間を楽しむとともに、他の家族とも『協力して作る楽しさ』を知る。	年中～小学生を含む 家族	3月8日(日) 日帰り	40名

③ 地域交流事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	紅葉まつり	施設の利用促進を目的に、無料施設開放日として開催。模擬店をはじめ、体験、発表、展示ブースを設置。	どなたでも	11月9日(日) 日帰り	1000名

④ 指導者研修事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	野外活動講習会	学校の宿泊学習や子どもを対象とした野外活動を行う引率者向けに、キャンプファイヤーやゲーム指導、野外炊事のスキル等の野外活動の基礎知識を伝える講習会。また、村の使い方を実際に体験し、円滑な宿泊学習ができるようにする。	野外活動、自然体験活動指導者、教職員及びそれらを志す高校生以上の方	①5月17日(土) ②5月18日(日) 日帰り	各回 50名

(3) 調査研究、支援事業

関係機関や地元団体との連携を強化し、次の調査研究や支援事業を行います。

No.	事業名・活動名	ねらい(主な内容)	対象	実施日	募集人員
1	あいかわ森の楽校	いじめ・不登校・ネット依存等教育問題に対応した体験活動の支援事業として、ふれあいの村を利用する適応指導学級、相談指導学級、児童相談所、行政機関等の活動について、子どもたちが楽しく活動ができるようプログラム開発及び提供を行い、自然体験活動の推進を図る。	適応指導教室・相談指導学級・児童相談所・神奈川県青少年センター等の愛川ふれあいの村利用団体	通年	適宜
2	ボランティア活動等の支援事業	ふれあいの村でのボランティア体験や職場体験等の受入れを引き続き行っていくとともに、子どもたちの体験活動支援として大学生の参加やボランティア公募の周知をさらに充実させる。	中・高校生・大学生 教員・社会人	通年	未定
3	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業①	ファミリー・コミュニケーションの日に合わせて、家族やグループでさまざまな体験活動ができるよう施設開放やプログラム提供を行い、人と人との絆を深め、健全な子どもを育てるための「ファミリー・コミュニケーション運動」の推進に寄与する。(オリエンテーリング、ディスクゴルフ、野外力検定等)	家族・グループ	毎月第1日曜日	未定
4	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業②「自然観察会」	ファミリー・コミュニケーション実施日のアクティビティとして、自然観察会を開催し、自然と人との関わりやふれあいを促進し、自然や環境への関心を深める。	家族・グループ	①4月6日(日) ②5月4日(日) ③6月1日(日) ④7月6日(日) ⑤9月7日(日) ⑥10月5日(日) ⑦11月2日(日) ⑧2月1日(日) ⑨3月1日(日)	各回 20名

5	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業③ 「親子でたき火」	ファミリー・コミュニケーション実施日のアクティビティとして、「親子でたき火」を開催し、昨今活動場所が限られている火を扱う活動の機会を提供する。	家族・グループ	①10月5日(日) ②11月2日(日) ③2月1日(日)	各回 20名
---	------------------------------------	---	---------	------------------------------------	-----------

6 職員研修について

所長・事業担当職員はもとより、ボランティアスタッフ、維持管理スタッフ、アルバイト等も含めて、一般的な職員研修および業務別研修を行います。特に救急法やリスクマネジメントに関する研修は定期的を実施します。研修内容については、外部団体で実践している研修等を参考に、独自にアレンジし年間を通して計画的に実施します。

プログラム指導系については、国立青少年施設で行っている指導者研修や全国規模の外部団体の研修にも積極的に参加させるなど、各人の経験、能力、ポテンシャルにあわせて柔軟に対応することで、全職員のモチベーション維持・向上及び恒常的なスキルアップを目指します。

また食堂利用時の事故防止策として、食堂職員だけでなく施設職員も研修等を通じ、食物アレルギーに関する知識の習熟に注力し、緊急時の対応や情報共有等に努めます。

7 管理運営費の効率的な執行

施設の役割や利用者サービス向上に十分配慮しつつ、人件費、光熱水費等、施設運営費用の効率的な執行に努めます。

8 利用者へのサービス提供について

(1) 利用者へのサービス向上に向けた具体的な取組み

① ホスピタリティの充実

ドレスコード、アクションコードを徹底し、利用者にとって気持ちのよい施設運営を心がけます。

② プログラムおよび教材の充実

利用者にとって使いやすい活動プログラム集や、アクティビティシートを毎年刷新し、効果を検証します。

③ 専門職員による相談業務、直接指導の充実

各団体の目的に合ったプログラム・アクティビティを紹介し、必要に応じて相談業務を行います。利用団体を対象に行う利用打合せ会の午前中にはプログラム相談コーナーを設け、利用に際してのプログラム情報を利用者に提供します。また、要望に応じて職員による直接指導も積極的に行います。

(2) 利用者の意見の把握及び反映の方法

利用団体に適切な支援、助言をするためにも、新たなプログラム開発をするためにも、県民のニーズを的確に把握することは欠かせません。利用者からの直接の感想、希望だけでなく、インターネットなど幅広い層からの要望、苦情にも謙虚に耳を傾け、また職員によるヒヤリハット運動の実践などを通じて、さまざまな情報を全職員で共有し、迅速かつ的確に対応するよう努めます。

9 利用者の個人情報の保護について

運営にあたって利用申込書や宿泊者名簿、ボランティア登録名簿など、個人に係る多くの情報を取り扱っているため、「個人情報保護法」等に基づき、厳しく個人情報の保護に努めます。

10 安全対策について

施設内及び施設周辺の破損箇所等の有無については、日常点検や毎月の定期点検及び荒天時の臨時点検等により確認し、即時の補修や利用者への周知等必要な対応を行います。

利用者の協力も得ながら、防犯対策に努めるとともに、日頃から警察や消防、医療機関等との連携を深め、不測の事態に備えます。

災害や事故が発生した場合を想定した防災訓練を年に2回実施するとともに、職員には救急法の研修を必ず受講させ、非常の事態に冷静に対応できるスキルを身につけさせます。

さらに、愛川町が指定する地域避難場所の一つとして、地域防災活動へ積極的に参画します。

11 環境への配慮について

施設内の高樹齢立木の更新、間伐材の再利用、節電、節水、廃棄物等の削減他、環境にやさしい運営を心がけるとともに、給食業者等の委託業者にも環境に対する配慮の重要性を説明し、主体的に取り組むよう要請します。

また、調査研究において、子どもたちの環境意識を高めるプログラムを調査し、導入を図れるよう研究します。

12 社会貢献について

人手がなく荒れた森林・竹林の下草刈りや間伐作業、里山の保全活動、登山のための整備等を行います。

また、森林組合やNPO等での里山保全活動で出た間伐材を、野外炊事やキャンプファイヤーの薪として活用し、陸の豊かさを守る社会づくりに貢献します。

13 障がい者等への配慮について

ダイバーシティ尊重の精神に基づき 障がい者への理解を深め、運営、設備、職員の雇用、障がい者雇用に積極的な企業との積極的な取引への努力を継続します。

14 地域との連携について

愛川町役場、県央地域県政総合センターとの良好な連携はもとより、地域住民・企業との交流・連携を一層促進します。

関連事業の一例として、「こどもの！あいかわ森のようちえん」や「親子 DE たき火」等、地域住民が参加しやすいイベントを提案し、実施します。

また、愛川町や近隣で開催されている環境系のイベントなどに出店し、施設のPRをするとともに各種団体に働きかけ、施設の活性化や活用方法を考え、連携した事業企画をおこない、新しい顧客層の開拓を進めます。